

事業者の皆さまへ



GoToトラベル地域共通クーポン

取扱事業者の登録申請



ご存知
ですか？

地域共通クーポンの取扱店は、**事前登録が必要です。**

行政書士に
ご相談ください！

でも
...



インター
ネットが
苦手...



申請方法が
わから
なくて...



私のお店は
対象になる？

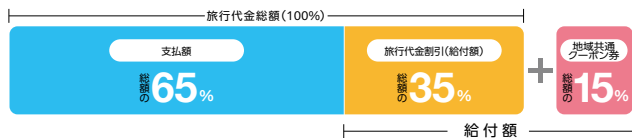
行政書士が登録申請をサポートします。



地域共通クーポンとは

旅行代金の15%(上限1名1泊あたり6,000円分)を**地域共通クーポン**として、**旅行者**に付与します。

旅行者は旅行期間中に限り、旅行先の都道府県内と隣接した都道府県内の**対象店(飲食店・土産店・観光施設・体験メニュー・交通機関など)**で、地域共通クーポンを使って代金の支払いに利用できます。



たとえば

こんなお店・事業が対象です

- 土産物屋
- タクシー
- レンタカー
- 観光施設
- 小売業
- 雑貨店
- 体験型アクティビティ
- 博物館・美術館の入館料
- 飲食店 (Go To Eat 対象店)
- コインパーキング(一時利用に限る)
- コンビニ など



10月1日より、東京都が「GoToトラベル」対象となり魅力が拡大！今すぐ登録を!!

日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん



日本行政書士会連合会

行政書士検索はこちらから！



群馬県行政書士会 事務局

TEL : 027-234-3677

e-mail : office@gunma-gyosei.jp